## 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱

# 1. 目的

我が国においては、医療の専門分化・高度化が進む中、臓器別・疾患別専門医の育成が進む一方で、急速な高齢化が同時に進行しており、患者個人の複数疾患や生活上の課題を総合的に診ることができ、地域包括ケアにおいても中心的な役割を担える医師の確保が求められている。

この事業では、地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医を養成・確保するための拠点(総合診療医センター)を都道府県横断的に整備し、一貫した指導体制のもと、卒前教育から専門研修やその後のキャリアパスの構築等を継続的に行うことにより、地域医療の現場に総合診療医を充足させることを目的とする。

### 2. 事業の実施主体

医師養成課程を有する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の 規定に基づく大学(以下「大学」という。)とし、次の要件を満たすもの とする。

- (1)総合診療医センターの責任者として、総合的な診療の実践および教育が可能な医師を選任すること。
- (2)総合診療医センターの責任者の選任にあたっては、地域医療における診療実績や指導実績を含めた活動実績を評価し、博士の学位の保持や研究上の業績を必須の要件としない選考を行うこと。
- (3) 別枠方式の地域枠入学試験を実施しており、今後の地域枠入学者の 一定割合について、卒業後、総合診療専門医を養成するプログラム の研修を受けることを入学時に課し、その割合を段階的に半数以上 まで引き上げること。

なお、大学は、事業の一部について、適切に事業を実施できると認めた者に委託することができるものとする。この場合において、大学は、委託先との連携を密にし事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

### 3. 事業の内容

- (1)総合診療医センター運営事業 大学内に以下の機能を有する総合診療医センターを設置する。
  - ① 総合診療医センターを中心として、教員、指導医等の人事配置 の派遣等を通じ、センターが所在するブロック内へ都道府県域を 横断した総合診療研修施設間の広域ネットワーク (以下「広域ネ ットワーク」という。)を構築する。
  - ② 実施主体となる大学内に総合診療科医師を責任者とする講座を

設置するほか、医師不足地域の他大学医学部において、総合診療 科の総合診療部門の新設・充実を促進するため、教員等の配置又は 派遣調整を行う。併せて、卒前教育では、地域枠学生に限らず全 医学生に対して総合診療医の授業と実習をコーディネート・実施 する。

- ③ 広域ネットワーク内の他大学医学部や総合診療研修施設において、地域実習(総合診療科)、地域医療重点プログラムによる臨床研修及び総合診療専門研修を促進するため、指導医等の配置調整を含め研修プログラムを策定、整備、実施する。(医師少数区域等を含む充実した実習及び研修であることが望ましい。)
- ④ 総合診療医を希望する地域枠医学生等の選考時から卒後のキャリア支援まで一貫した指導行うため、総合診療医等の人材データベースを保有した上で、都道府県の策定したキャリア形成プログラム等と連携するなど都道府県や医学生、研修医等の意向を踏まえ、研修先等をコーディネートするほか、研修修了後においても勤務先の提供、調整を行う。
- ⑤ 広域ネットワーク内の医師少数区域等で医学生や研修医その他若手医師が診療を行う際、診療に関する相談支援や緊急時の代替 医師の支援などバックアップを含めた体制整備を行う。
- ⑥ 都道府県と協同してキャリア形成プログラムを作成すること。
- (2)(1)のほか、大学は総合診療医の養成に向け、都道府県域を越え た必要な取組を行う。

## 4. 実施主体の選定及び事業の評価

- (1) 医政局長は、上記2に規定する実施主体について、別に定める公募 要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす大学の うち、厚生労働省医政局が設置する検討委員会による事業内容の審査 を経て決定する。
- (2) 当該事業を実施した大学は、当該事業の成果等をまとめた報告書に ついて厚生労働省医政局あて提出するとともに、事業の適切な実施 を期するため、医道審議会において評価を受けるものとする。

## 5. 経費の負担

事業の実施主体が、本要綱に基づいて実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

#### 6. その他

(1) 医政局長は、必要に応じ上記3.(1)に規定する事業に係る情

報の提供を求めることができる。

- (2) 医政局長は、地域枠医学生等の採用、育成にあたって、大学に犯罪又は不適正な行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的を達成することが困難であると認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。
- (3) その他、本事業の実施にあたり必要な事項については、医政局が別に定めることがある。